

資産登録誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>呼吸器・アレルギー医療センターにおいて、平成25年度に取得したポータブル対応ワイヤレスデジタルX線撮影装置2台（取得価額合計 16,980,000円）について、独立して使用する固定資産であるにもかかわらず、一体のものとして1つの資産番号で資産登録が行われていた。</p>	<p>資産の登録及び登録内容の修正を行うとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>適正な固定資産管理を行うため、1台目の機器については登録内容の修正を行い、2台目の機器については新たに登録を行った。 また、同様の誤りが起こらないよう、まとめて複数台資産購入するような場合は、発注から資産登録に係る全ての書類にその旨を明記することとした。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）